工事請負契約書(案)

１．工事番号・名称　　第２６－０１２５０－０００５号
南会津合同庁舎受変電設備改修工事

２．工 事 の 場 所

着　工　　令和　　年　　月　　日

３．工　　期

完　成　　令和　　年　　月　　日

４．工事請負代金の額　　金　　円　也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金　　円　也

５．契 約 保 証 金

上記の工事について、発注者　福島県　と受注者　　は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

上記の契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住所　福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲４２７７－１
氏名　福島県
福島県南会津地方振興局長　佐藤　隆広

受注者　住所
氏名

工事　条件付一般競争入札

特約条項

第１　この契約は債務負担行為に基づく契約とし､各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

令和８年度　　円（工事請負代金額の４０％以内の額で別に示す額）

令和９年度　工事請負代金額から令和８年度支払額を差し引いた額

なお、甲は予算の都合上その他必要があるときには、上記支払限度額を変更することができる。

第２　約款第３８条第１項ただし書きの表中、請負代金額２，０００万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は３回（中間前金払をする場合は２回）とする。

第３　約款第４条第３項及び第６項中の「１０分の１」とあるのは、「１０分の３」と読み替える。

２　約款第３５条第１項中の「１０分の４」とあるのは「１０分の２」と読み替え、同条第７項中の「１０分の４」とあるのは「１０分の２」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替え、同条第８項中の「１０分の５」とあるのは「１０分の３」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替え、同条第９項中の「１０分の５」とあるのは「１０分の３」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替える。

３　この工事においては、建設業法第２６条第１項又は第２項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者２名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第２６条第３項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、２名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第２７条第２項の適用は認めない。）

（注　この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。）

第４　受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第１０条第２項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第５　約款第３７条に次のただし書を加える。

ただし、平成２８年４月１日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。